## 給与と外注で異なる「税金と社保」(2019年12月 内容更新)

	給与	外注
消費税	無関係です。	自分で「事業を行っている」とされるので
		受け取っている報酬には消費税が含まれて
		います。
		よって、年間収入が 1,000 万円を超えるなど
		一定の条件に当てはまれば消費税の申告を
		行う必要があります。
所得税	給料から差し引かれます。	報酬から差し引かれる場合と、
	(当年度の所得に対する所得税です。)	差し引かれない場合があります。
住民税	給料から差し引かれます。	差し引かれることはありません。
	(前年度の所得に対する住民税です)	
健康保険	多くの場合は会社を通じて加入します。	必ず自分で加入します。
年金	多くの場合は会社を通じて加入します。	必ず自分で加入します。
	(厚生年金)	(国民年金)
雇用保険	週 20 時間以上働く場合には会社を	無関係です。
	通じて加入します。	
労災保険	仕事が原因のケガや病気には労災保険が	希望する場合は自分で手続きをして
	適用されます。	労災保険に加入します。